

平成30年度 第1回石川県食品安全安心対策懇話会 結果概要

1 日 時：平成30年8月20日（月）午後2時00分～午後4時00分

2 場 所：生活協同組合コープいしかわ本部・物流センター

3 委員の出席：15名中13名

4 結 果

(1) 視察

- ・生活協同組合連合会コープ北陸事業連合の食の安全安心の取り組み
- ・生活協同組合コープいしかわ物流施設における食の安全確保の取り組み

(2) 報告事項

- ①「食品表示に関する相談対応について」 食品安全対策室
- ②「食中毒の発生状況について」 薬事衛生課
- ③「HACCPの制度化について」 薬事衛生課
- ④「いしかわGAP認証制度について」 農業安全課

(3) 意見交換の概要

【HACCPの制度化について】

(委員)

HACCP は国の動向を見ているということであるが、石川県として何か方向性というものがおありなのかお聞きしたい。

(事務局)

HACCP の制度化につきましては、法律全体が示されたのですけれども、今は各許可業種について条例で施設基準やハード的な要件を決めて許可しているのですけれども、5番にありますように営業許可制度や届け出制度そのものを見直すということなので、今ある飲食店営業や例えば菓子製造業などの業種をすべて見直しますとしております。例えばスーパーですと、今後スーパー業になるのかとか、このあたりの許可業種区分をすべて見直す。なぜかという、HACCP の制度化は全ての事業者を対象にするといったときに、全ての事業者は何なのかということ国の方で見直すそういった説明でした。基本はあるのですが、施設基準は各県毎に条例で作っていたもので多少の違いがあったのですが、国が一律の基準をつくり、それを参酌してくださいということになります。ですから、県の方向性はこれから検討していきたいと思っておりますのでご意見をお願いいたします。

(委員)

営業許可制度の見直しの猶予3年与えられているわけですね。その HACCP の制

度化の猶予が2年ですね。そうすると届け出と HACCP の関係が崩れてくるのではないのでしょうか。

(事務局)

時間的に国の政省令が3年ぎりぎりまで出ないというわけではなくて、例えば来年度とかに出てきて県条例を変えて3年後には実施するというような許可の切り替えです。HACCP の方は現時点で、事業者ごとの自主管理マニュアルが、例えば飲食店営業であればスタンダードなマニュアル、麺類製造についてはこうしましょうといったようなものを業界団体ごとに作成してきておきまして、それに沿ってやっていくことになると思いますが、県のスタンスとしては最終的な許可業種が確定したなかで条文を作っていくことになると思っております。

(委員)

A 基準、B 基準の話が微妙なところがあるのです。できれば B 基準の方が楽なのです。あなたの会社は製造業で規模が大きいから A 基準といわれると業者も戸惑うところもあるので、その辺の線引きを早く決まっていただけありがたい。また、旅館関係が微妙なところがあって、例えば大規模旅館のような千人単位の食事を提供するようなところから、一日に数名泊まるまで同じ旅館業としてみるのですが、例えば大規模旅館ですと A 基準とみるのかどうか、その辺のところは私どもの会員の方々が懸念されているところです。

(事務局)

A 基準、B 基準の線引きについては今後、国が示してくることとなっている。B 基準のスタンダードは示しますので、さらに A 基準に取り組んでいただけたところは是非取り組んでいただきたいというスタンスです。

(委員)

HACCP をすべての食品事業者に入れるということなのですが、食品はそもそも、国民全体がお腹いっぱいになって、健康になってというのがベースのものなので、必要以上の規制は掛けるべきではないと思っております。だから、HACCP をやる本質的な意味は食中毒をおこさないということだと思っているので、そこだけはきちんとする。必要以上の規制は食品に関してはかけることは反対です。そのことを念頭に置いて食品行政をやってください。

【県版GAPについて】

(委員)

県版 GAP の認証制度がスタートするというところで、とても有意義だなと思うのですが、持続的な農業をやっているその農場で作られた農産物だよということが、何か認証マークのようなものについて消費者に伝わると生産者も励みになるのではないかと思います。そういった制度をお考えなのかお聞きします。

(事務局)

認証マークの話ですが、GAP というのは農産物のブランド化ではありません。これは第三者の点検を受け入れることで自己点検では気づかない客観的な問題点

を把握するというものですので、現在のところ認証マークについては考えていません。近年、GAPでもグローバルGAPやアジアGAPやJGAPがあるのですけれども、そうしたGAPの認証を求めているような取引業者も出てきておりますので、取引先の求めに応じて例えばJGAPやグローバルGAPにステップアップしてほしいということで、初心者でも取り組みやすいという位置づけにしております。

(委員)

GAPのことですが、いわゆる見える化だと思うのですね。私ども一消費者から見ますと、東京オリパラの食品調達基準を満たしますとありますが、例えばスーパーでトマト買いにいったときに、そのトマトがGAPの申請をした農家さんが作ったトマトか、そうでないかということが何かわかる手立てがあるのでしょうか。

(事務局)

農産物のブランド化ではないので、今ところは考えていない。東京オリパラの調達基準というのはケータリング業者が一括して引き受けることがあるのですが、ケータリング業者がどのように調達するかまだ見えてこないのですが、東京オリパラの組織委員会では都道府県が認証した都道府県GAPも調達基準に該当するのですけれども、それが実際に調達されるのかどうかわかりません。

(委員)

GAPについては、県としてはどういった品目でとってほしいということがあるのですか。

(事務局)

品目というよりは、米やトマト、カボチャの産地など団体認証を進めていきたいと考えています。個人の農家というよりは団体で、きちっと食品安全、環境保全、労働安全も守っていますというものを産地ともいろいろと話をしております。

【食品表示について】

(委員)

食品表示について、私も興味をもって買ったから見ているのですが、なかなかまだ変わっていないものが多くあって、あと1年半しか猶予期間がないということで、県も何かがんばって皆さんに表示を知ってもらえるような形にしないとかなかなかうまくいかないのではないかと感じております。

(事務局)

周知啓発のためのパンフレット作製、JAS法・食品衛生法・健康増進法と多岐にわたる食品表示相談窓口を一本化して事業者からの相談に対応している。さらに食品表示法改正の周知啓発のための講演会・意見交換会の開催等を通じて、事業者に必要な食品表示制度の周知啓発を図っていきたい。